

沖縄県の軍用地問題の経緯

(各種資料要約整理)

1. 1945年(昭和20年)米軍の沖縄上陸以来、対日講和条約の発効する1952年(昭和27年)まで、米軍はハーグ陸戦法規(戦時国際法)に基づいて軍用地の使用権原を得て、占有・使用。
2. 1952年(昭和27年)11月、米民政府「土地使用に関する布令第91号」
(契約権)分布
土地の使用権原:地料が極端に低廉、契約期間20年地主のほとんど契約に応じず。
軍用地不法占拠
3. 1953年(昭和28年)3月「布令第105号」を発令し、「布令第91号」の賃貸借契約と切り離し、地代年間坪当たり1円10銭(B円)低廉な金額で米軍によって初めて支払われた地料となった。
4. 1953年(昭和28年)4月「布令第109号土地収用令」を發布し土地接收を強行していく事となる。
(新規接收)
5. 1954年(昭和29年)オグデン民政副長官、軍用地使用料の一括方針
6. 島ぐるみ軍用地闘争、一括払いに対する反発
7. 1954年(昭和29年)4月琉球政府、立法院、市町村長会、土地連合会の四者、6月に市町村議会が加わり「5者協議会」
8. 琉球住民は、プライス勧告による一括払い並びに新規接收に対しては絶対に承服できない。
「決意書:四原則」
基地問題に対する基本的態度
① 適正補償を要望する。
② 毎年払いを要望する。
③ 新規接收反対・未使用地の解放
④ 損害賠償の促進、法規の改廃
9. 1959年(昭和34年)米国、琉球の意見が意見一致し、1954年オグデン副長官の一括払い方針発表から5年目で軍用地料問題が収束
10. 現在の軍用地使用と軍用地料
米軍への土地提供は原則として日本国政府が軍用地の所有者(地権者)から賃貸借契約により使用権原を取得し、賃貸借契約の方式は所有者と国が行い、賃貸料は年1回の毎年払いとなっている。

11. 1972 年(昭和 47 年)5 月、沖縄の日本復帰により米国から施政権が返還され日本国の法律が適用される事になりましたが、沖縄県の基地は日米安全保障条約により、米軍提供施設として現在も基地として存続しています。
12. 1974 年(昭和 49 年)第 15 回日米安全保障協議委員会で那覇港湾施設(那覇軍港)の全面返還の合意をみましたが、移設地の条件が付された返還となりました。
13. 1996 年(平成 8 年)12 月、日米特別行動委員会(SACO)
最終報告で米軍嘉手納基地より南の米軍施設・区域を返還する統合計画で基地の負担軽減発表。
ほとんどの施設・区域はいまある施設や機能を県内の別の基地に移設させることが返還の条件
14. 2023 年(令和 5 年)那覇港湾施設(那覇軍港)の移設先が浦添市西海岸地先に決まり、約 16 年先の返還へと至っております。
15. 1996 年(平成 8 年)日米特別行動委員会(SACO)合意から今年 2026 年(令和 8 年)で 30 年を迎えますが、沖縄県を取り巻く安全保障環境が厳しく推移する中、那覇港湾施設を含む各基地の返還時期は現在不透明となり大幅な遅れが生じて来ております。

令和 8 年 3 月 18 日

那覇軍用地等地主会
会 長 宮 里 進